

証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合） 第十条 法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。 一 五 （略） 六 証券会社が、顧客の有価証券の売買等その他の取引に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況</p>	<p>（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合） 第十条 法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は次に掲げるものとする。 一 五 （略） （新設）</p>

証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十二号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（取引報告書の記載事項等） 第三十条 法第四十一条に規定する取引報告書は、別表第二に定めるところにより作成しなければならない。 2 法第四十一条ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 （略）</p>	<p>（取引報告書の記載事項等） 第三十条 法第四十一条に規定する取引報告書は、別表第二に定めるところにより作成しなければならない。 2 法第四十一条ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 （略）</p>

二 次に掲げる取引であつて、契約することに当該取引の条件を記載した取引契約書を交付するもの

イ (略)

ロ 債券等（法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。

））、同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの並びに令第一条に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）の買戻条件付売買（債券等に係る買戻条件付売買であつて、買戻価格があらかじめ定められているもの及び約定時において買戻日が定められていないものであつて、買戻日を定めることにより買戻価格を定めることができるものをいう。）

ハ 債券等の売戻条件付売買（債券等に係る売戻条件付売買であつて、売戻価格があらかじめ定められているもの及び約定時において売戻日が定められていないものであつて、売戻日を定めることにより売戻価格を定めることができるものをいう。）

二 (略)

第六十条 法第百八十八条の規定により証券会社が作成し、保存しなければならぬ書類（以下「法定帳簿」という。）は、次に掲げる書類（第四号に掲げる書類にあつては特定取引勘定設置証券会社以外の証券会社に限り、第五号及び第六号に掲げる書類にあつては特定取引勘定設置証券会社に限り、第十二号に掲げる書類にあつては

二 次に掲げる取引であつて、契約することに当該取引の条件を記載した取引契約書を交付するもの

イ (略)

ロ 債券等（法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。

））、同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの並びに令第一条に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）の買戻条件付売買（令第十六条に規定する買戻条件付売買をいう。）

ハ 債券等の売戻条件付売買（債券等に係る売戻条件付売買であつて、売戻価格があらかじめ定められているものをいう。）

二 (略)

第六十条 法第百八十八条の規定により証券会社が作成しなければならぬ書類（以下「法定帳簿」という。）は、次に掲げる書類（第五号に掲げる書類にあつては特定取引勘定設置証券会社以外の証券会社に限り、第六号及び第七号に掲げる書類にあつては特定取引勘定設置証券会社に限り、第十四号に掲げる書類にあつては私設取

私設取引システム運営業務の認可を受けた証券会社に限る。)とする。

- 一 注文伝票
- 二 取引日記帳

(削る)

- 三 総勘定元帳
- 四 商品有価証券勘定元帳
- 五 特定取引勘定元帳
- 六 現先取引勘定元帳
- 七 顧客勘定元帳

(削る)

- 八 受渡有価証券記番号帳
- 九 保護預り有価証券明細簿
- 十 日計表
- 十一 現金出納帳
- 十二 私設取引システム運営業務に係る取引記録
- 十三 取引残高報告書

2 前項第一号から第九号まで及び第十三号に掲げる書類は、別表第八に定めるところにより作成しなければならない。

3 〓 7 (略)

8 第一項第一号に掲げる書類は、作成後五年間、同項第二号から第十三号までに掲げる書類(但し、第十三号に係る書類はその写しとする。)は、作成後十年間これを保存しなければならない。

引システム運営業務の認可を受けた証券会社に限る。)とする。

- 一 注文伝票
- 二 取引日記帳

三 受渡計算書

- 四 総勘定元帳
- 五 商品有価証券勘定元帳
- 六 特定取引勘定元帳
- 七 現先取引勘定元帳
- 八 顧客勘定元帳

九 有価証券預り証

- 十 受渡有価証券記番号帳
- 十一 保護預り有価証券明細簿
- 十二 日計表
- 十三 現金出納帳
- 十四 私設取引システム運営業務に係る取引記録

(新設)

2 前項第一号から第十一号までに掲げる書類は、別表第八に定めるところにより作成しなければならない。

3 〓 7 (略)

(新設)

別表第八（第六十条第二項関係）

法定帳簿の種類	記載事項	記載要領等
一 注文伝票	(略)	(略)
二 取引日記帳	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
三 総勘定元帳	(略)	(略)
四 商品有価証券勘定元帳	(略)	(略)
五 特定取引勘定元帳	(略)	(略)
六 現先取引勘定元帳	(略)	(略)
七 顧客勘定元帳	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)

別表第八（第六十条第二項関係）

法定帳簿の種類	記載事項	記載要領等
一 注文伝票	(略)	(略)
二 取引日記帳	(略)	(略)
三 受渡計算書	(略)	(略)
四 総勘定元帳	(略)	(略)
五 商品有価証券勘定元帳	(略)	(略)
六 特定取引勘定元帳	(略)	(略)
七 現先取引勘定元帳	(略)	(略)
八 顧客勘定元帳	(略)	(略)
九 有価証券預り証	(略)	(略)

八 受渡有価証券記番号帳	(略)	九 保護預り有価証券明細簿	(略)	<p>十三 取引残高報告書</p> <p>顧客の氏名、約定年月日、受渡年月日、売買の別、有価証券の種類・銘柄、数量、単価、金額等（手数料等を含む）、現金取引・信用取引・先物取引又は先渡取引の別、期間中の有価証券の入出庫状況（入出庫月日、有価証券の種類、株数若しくは口数又は券面の総額）、期間中の金銭の入出金状況、当該顧客口座における金銭残高、有価証券残高、信用取引等の未決済勘定明細及び評価損</p>
(略)	<p>一 顧客口座毎に作成すること。</p> <p>二 原則として、定期的に交付する。但し、顧客の請求がある場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付する方法に代えなければならぬ。</p> <p>三 有価証券の募集の取扱い等取引報告書の交付が義務付けられていない場合については、次に掲げる場合を除き取引に係る受渡決済後遅滞なく交付しなければならない。</p> <p>イ 累積投資契約に基づ</p>			

十 受渡有価証券記番号帳	(略)	十一 保護預り有価証券明細簿	(略)	(略)	(略)
--------------	-----	----------------	-----	-----	-----

(新設)

<p>益等。</p> <p>その他、取引の形態に応じ、次の事項を記載する。</p> <p>信用取引の場合、新規又は決済の別、弁済期限、信用取引支払（受取）利息又は品借（貸）料。</p> <p>先物取引の場合、新規又は決済の別。</p> <p>有価証券オプション取引及び選択権付債券売買の場合、権利行使期間、権利行使価格、プット又はコールの別、新規・権利行使・転売・買戻し又は相殺の別、限月及び対価の額又は選択権料。</p> <p>先渡取引の場合、委託が自己かの別及び期日（有価証券先渡取引については新規・決済又は解除の別）。</p>	<p>く取引の場合</p> <p>ロ 第三十条第二項第二号に規定する場合</p> <p>ハ 現金自動支払機による受渡しの都度、受渡金額及び受渡し後における寄託証券残高又はこれに相当する金額を記載した書面を交付する場合</p> <p>ニ その他の取引報告書に準ずる書面を交付する場合</p> <p>四 次の場合には、取引残高報告書の交付が行われたものとみなすことができる。</p> <p>約定と同時に受渡しをする取引であつて、取引報告書において取引残高報告書の記載事項が記載されている場合。</p> <p>五 次の場合には、取引残</p>
--	--

有価証券店頭指数等ス
ワップ取引の場合、委託
が自己かの別、取引期間
及び受渡年月日。
有価証券店頭オプション
取引の場合、委託か自
己かの別、権利行使期間
、オプションの行使によ
り成立する取引の内容及
び対価の額

高報告書の記載事項を省
略することができる。
イ 取引報告書又はこれ
に準ずる書面（以下「
取引報告書等」という
）が交付され、顧客の
請求により、取引に係
る受渡決済後遅滞なく
取引残高報告書が交付
される場合であつて、
当該取引報告書等の記
載内容どおり受渡し済
である旨の記載がある
場合には、当該取引報
告書等において確認で
きる記載事項について
は、顧客名、銘柄、受
渡日、当該受渡しに係
る受渡し後の金銭及び
有価証券の預り残高以
外の記載事項は省略す
ることができる。
ロ 取引に係る受渡決済

後遅滞なく取引残高報告書を交付する場合、記載事項のうち、当該顧客口座における金銭残高、有価証券残高、信用取引等の未決済勘定明細及び評価損益等については、定期的に交付することができる。

八 信用取引、先物取引、オプション取引、選択権付債券売買、先渡取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、有価証券店頭オプション取引にかかる記載事項について、取引報告書等において確認できる記載事項については、顧客名、約定年月日、銘柄、取引の種類、数量、手数料以外の記載

事項は省略することができる。

電子的交付が可能となる規定を整備する。